

東京航空局仙台空港事務所

顕彰理由

東京航空局仙台空港事務所は、3月11日に発生した東日本大震災による津波により仙台空港は壊滅的打撃を受け、事務所が被災しただけでなく、職員も被災しているにもかかわらず、また、余震も連続的に発生し津波の危険性もあるなか、事務所職員一丸となり、復旧に半年以上はかかると思慮されていた仙台空港復旧のために尽力し、約1ヶ月後には民間機の就航が再開されるなど、国民生活の安全・安心の確保に精励し、公務の信頼を高めることに寄与するものである。

仙台空港復旧活動詳細

仙台空港は壊滅的打撃を受け、空港事務所においても被災しただけでなく、職員も被災しているにもかかわらず、その後、事務所職員一丸となって、水道・電気といった主要ライフラインが寸断され、トイレ使用に影響する下水道まで使えないと言った劣悪な環境の中で、昼夜を問わず対応可能な職務に専念し、自衛隊及び米軍他、多くの団体等から支援協力を受けつつ、調整を進めながら、仙台空港の早期復旧に努め、以下の運用を可能とした。

- ・ 3月15日：滑走路500m運用再開：ヘリコプター(救援機)離着陸再開。
- ・ 3月16日：滑走路東側1,500m暫定使用開始：空港復旧作業協力のため米軍輸送機(C130)2機着陸。
- ・ 3月17日：交通情報等一部の航空保安業務の提供開始。
- ・ 3月18日：救援物資輸送として、米軍輸送機(C130、C17)着陸開始
- ・ 3月22日：交通情報等一部の航空保安業務の提供を24時間に延長(～5月2日)。
- ・ 3月25日：航空保安無線施設(仙台VOR/DME)運用再開。
- ・ 3月29日：滑走路及び滑走路灯火等の復旧により、夜間を含む3,000m滑走路の使用可能(救援機のみ)。
- ・ 3月31日：非常用管制塔で情報提供業務開始。
- ・ 4月10日：仮設場周柵設置完了。
- ・ 4月13日：民間旅客機運航再開。

地震災害時に空港の役割として、救急・救命活動等の拠点あるいは、緊急物資、人員等輸送受け入れ機能を確保することや、航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性確保のために、被災後極力早期の段階で定期民間航空機の運航可能を求められるが、以上の状況により災害発生後から救援作業人員

及び支援物資の早期輸送等に向けての復旧に努めるため、余震が引き続きあり、いつまた津波が来るといふ不安感を持ちながら、エプロン上に設置された非常用管制塔で管制業務や、狭隘な非常用レーダー室での業務を行い、約1ヶ月後には民間機の就航が再開されるなど、東北震災地の復旧・復興のシンボルとなるだけではなく、鉄道や道路が不完全な状況において東北の拠点都市仙台と東京・大阪との貴重な交通手段として機能させることができたのは、国民生活の安全・安心の確保に精励し、公務の信頼を高めることに寄与するものである。

なお、被災直後、暗闇の中、近隣の仙台エアカーゴターミナルビル火災による避難者32名を受け入れ、安全な場所へ避難誘導し、数少ない自らの食料・飲料水及び毛布等を避難者に提供したり、震災翌日の12日のターミナルビルにおいて自らの避難を後回しにしながらも、負傷した避難者を背負っていまだ泥まみれのターミナルの駐車場を横切り、空港近くまでボートで漕ぎ着けてきた消防救助隊へ引き渡すなど公務の信頼を高めることに寄与した。